第六条の次に次の一条を加える。

（民間事業者の責務）

第六条の二　民間事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、研究開発法人及び大学等と積極的に連携し、科学技術・イノベーション創出の活性化に努めるものとする。

第七条中「事業者」を「民間事業者」に、「研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第八条中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に改め、「財政上」の下に「、税制上」を加える。

第二章第一節の節名中「向上」の下に「及び人材の育成」を加える。

第九条の見出し中「向上等」を「向上」に改め、同条中「及び卓越した研究者等の育成」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に、「活用等による」を「活用、大学等の教育研究施設等の充実その他の」に、「とともに、先導的な科学技術に関する教育への支援その他の卓越した研究者等の育成」を「ため」に改める。

第十条を次のように改める。

（卓越した研究者等の育成等）

第十条　国は、多様な人材の活用による科学技術・イノベーション創出の活性化を図るため、次に掲げる事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

一　先導的な科学技術に関する教育への支援その他の卓越した研究者等の育成を図ること。

二　研究者等が研究開発の内容及び成果の有用性等に関する説明を行う能力の向上を図ること。

三　研究開発の成果を活用して起業を行う人材、多様かつ大量の情報の適正かつ効果的な活用に係る専門的な知識又は技術を有する人材その他の科学技術・イノベーション創出の活性化に必要な能力を有する人材の育成を図ること。

四　科学技術経営（研究開発の成果を資金、設備その他の資源と組み合わせて有効に活用するとともに、将来の活用の内容を展望して研究開発を計画的に展開することをいう。）その他の科学技術・イノベーション創出の活性化のための経営に関する教育の振興及び知識の習得の促進を図ること。

五　研究開発能力の強化を図るための研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保を図ること。

2　国は、前項第一号から第四号までの事項に関し実践的な取組を促進するため、民間事業者からの講師の派遣その他の民間事業者と当該取組を行う機関との連携を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第十条の二及び第十条の三を削る。

第十二条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に、「事業者」を「民間事業者」に改め、同条第二項中「事業者」を「民間事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（若年者である研究者の雇用の安定等）

第十二条の二　国は、卓越した研究者の確保が将来にわたる研究開発能力の強化に極めて重要であることに鑑み、若年者である研究者を自立させることができるよう、その雇用の安定等に資するために必要な施策を講ずるものとする。

2　研究開発法人及び大学等は、若年者である研究者の育成が研究開発能力の強化に極めて重要であることに鑑み、その研究者が、その年齢にかかわりなく知識及び能力に応じて活躍できるよう、人事評価（人事管理の基礎とするために、研究者がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下この項において同じ。）に係る機能の充実強化、人事評価の結果に応じた適切な処遇その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十三条第二項中「事業者」を「民間事業者」に改める。

第十四条第一項中「第二条第十一項第二号」を「第二条第十二項第二号」に改め、同条第二項中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十二項第一号」に改める。

第十五条第二項中「その研究者等が事業者と共にその研究開発の成果の実用化を行うための休暇制度を導入すること、その研究者等が研究開発法人と国立大学法人等との間で転職をしている場合における在職期間についてそれぞれの法人における在職期間を通算すること、その研究者等に退職金の金額に相当する金額を分割してあらかじめ毎年又は毎月給付することその他の研究開発等に係る人事交流の促進のための措置を検討し、その結果に基づき、必要な」を「次に掲げる措置その他の研究開発等に係る人事交流の促進のための」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その研究者等が民間事業者と共にその研究開発の成果の実用化を行うための休暇制度を導入すること。

二　その研究者等が研究開発法人と国立大学法人等との間で転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間についてそれぞれの法人における在職期間を通算すること。

三　その研究者等に退職金の金額に相当する金額を分割してあらかじめ毎年又は毎月給付すること。

四　クロスアポイントメント（研究者等が複数の研究開発法人、大学等を設置する者又は民間事業者（以下この号において「複数の研究開発法人等」という。）との間で労働契約を締結するとともに、当該複数の研究開発法人等の間で当該研究者等の出向に関する協定等を締結することにより、当該研究者等が当該複数の研究開発法人等において当該協定等において定められた割合で業務に従事する仕組みをいう。）を活用すること。

第十五条の二第一項第三号中「次号」の下に「及び第三十四条の六第一項第三号」を加える。

第二章第五節の次に次の一節を加える。

第六節　その他の研究開発等の推進のための基盤の強化

（研究開発等の公正性の確保等）

第二十四条の二　研究者等は、研究開発等の公正性の確保及び研究開発等に係る資金の適正な使用について第一義的責任を有するものであって、研究開発等に係る倫理に関し知識と理解を深めること等を通じて、研究開発等の公正かつ適正な実施に努めるものとする。

2　研究開発機関は、その研究者等が研究開発等に係る倫理に関する知識と理解を深めるために必要な取組を実施するとともに、研究開発等に係る不正行為（資金の不正な使用を含む。次項において同じ。）について客観的な根拠に基づき適切に対処するよう努めるものとする。

3　国は、研究開発等に係る不正行為が科学技術に対する国民の信頼を損なうとともに、科学技術の水準の向上を妨げることに鑑み、その防止のための体制の強化その他の研究開発等に係る不正行為の防止に必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発法人及び大学等の経営能力の強化の推進）

第二十四条の三　研究開発法人及び大学等は、その経営能力の強化を図るに当たっては、その経営に関する専門的知識を有する人材及びその経営を担うべき人材の育成及び確保に努めるものとする。

2　国は、研究開発法人及び大学等の経営能力の強化を図るため、その経営に係る体制の整備の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発施設等の整備）

第二十四条の四　国は、研究開発能力の強化を図るため、国、研究開発法人及び大学等の研究開発に係る施設及び設備（第三十五条において「研究開発施設等」という。）、情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びに研究材料、計量の標準、科学技術に関する情報その他の研究開発の推進のための知的基盤をなすもの（同条において「知的基盤」という。）を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

第二十五条中「国の資金により行われる研究開発における」を削り、「研究開発で」を「研究開発等で」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国は、公募型研究開発の更なる活用に当たっては、研究開発等に係る競争の促進を図るとともに研究開発法人、大学等及び民間事業者の研究開発能力の積極的な活用並びに研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発等の目的に応じ、国及び民間事業者のそれぞれの資金を組み合わせて行われる研究開発等の方式、懸賞型研究開発方式（公募型研究開発の方式であって、応募者のうち特に優れた成果を収めた者に賞金を交付するものをいう。）その他の研究開発等の方式の適切な活用に配慮しなければならない。